

資料No.2

第35号議案

福井県立図書館規則の一部改正について

別紙のとおり、福井県立図書館規則（昭和56年福井県教育委員会規則第1号）の一部を改正する。

平成27年12月21日提出

教育長 森近悦治

提案理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、福井県立図書館規則の一部改正を行いたいので、この案を提出する。

福井県立図書館規則の一部改正について

1 概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成25年法律第28号) (以下「マイナンバー法整備法」という。) の施行に伴い、福井県立図書館規則を一部改正する。

2 改正内容

住民基本台帳カードの定義に関する規定が「住民基本台帳法」から削除され、マイナンバー法整備法に規定されることから、住民基本台帳カードの定義の引用先を変更する。

改正後	改正前
(利用カード等)	(利用カード等)
<p>第十条</p> <p>2 住民基本台帳カード <u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</u> (平成二十五年法律第二十八号) 第二十条第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。) に、発行市町村において図書館の利用に関するサービスを受けるために必要な情報を記録する処理を受けた者が、利用カード等申込書により館長に申し出たときは、当該住民基本台帳カード (以下「図書館利用機能付住基カード」という。) により館外利用ができるものとする。</p>	<p>第十条</p> <p>2 住民基本台帳カード <u>(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。)</u>に、発行市町村において図書館の利用に関するサービスを受けるために必要な情報を記録する処理を受けた者が、利用カード等申込書により館長に申し出たときは、当該住民基本台帳カード (以下「図書館利用機能付住基カード」という。) により館外利用ができるものとする。</p>
<p><u>附則</u></p> <p><u>この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。</u></p>	

3 施行日

平成28年1月1日

福井県立図書館規則の一部を改正する規則
を公布する。
平成二十七年十二月 日
福井県教育委員会
福井県教育委員会規則第 号
福井県立図書館規則の一部を改正する
規則
福井県立図書館規則(昭和五十六年福井県 教育委員会規則第一号)の一部を次のよう に改正する。
第十条第二項中「住民基本台帳法(昭和四 十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第 一項」を「行政手続きにおける特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する法律の施 行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平 成二十五年法律第二十八号)第二十条第一項 に改める。」
附 則
この規則は、平成二十八年一月一日から施 行する。

福井県立図書館規則の一部を改正する規則新旧対照表
福井県立図書館規則（昭和五十六年福井県教育委員会規則第一号）

改正案

現行

(利用カード等)

第十条 図書館資料の館外利用をしようとする者は、身元を確實に証明できるものを添えて、利用カード等申込書（様式第一号または様式第二号の二）を館長に提出し、利用カード（様式第三号）の交付を受けなければならぬ。

2 住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十条第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。）に、発行市町村において図書館の利用に関するサービスを受けるために必要な情報を記録する処理を受けた者が、利用カード等申込書により館長に申し出たときは、当該住民基本台帳カード（以下「図書館利用機能付住基カード」という。）により館外利用ができるものとする。

3 利用カードは、福井県文書館において、福井県文書館が保存する県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録を利用しようとする際に提示する利用カードとして使用することができる。

4 利用カードの交付を受けた者は、利用カード等申込書により届け出た事項に変更を生じたときは、直ちに、その旨を館長に届け出なければならない。

5 利用カードの有効期間は、三年とする。

6 利用カードまたは図書館利用機能付住基カードは、他人に貸与し、または譲渡してはならない。

7 利用カードまたは図書館利用機能付住基カードを紛失したときは、直ちに、その旨を館長に届け出なければならない。

(利用カード等)

第十条 図書館資料の館外利用をしようとする者は、身元を確實に証明できるものを添えて、利用カード等申込書（様式第一号または様式第二号の二）を館長に提出し、利用カード（様式第三号）の交付を受けなければならぬ。

2 住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。）に、発行市町村において図書館の利用に関するサービスを受けるために必要な情報を記録する処理を受けた者が、利用カード等申込書により館長に申し出たときは、当該住民基本台帳カード（以下「図書館利用機能付住基カード」という。）により館外利用ができるものとする。

3 利用カードは、福井県文書館において、福井県文書館が保存する県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録を利用しようとする際に提示する利用カードとして使用することができる。

4 利用カードの交付を受けた者は、利用カード等申込書により届け出た事項に変更を生じたときは、直ちに、その旨を館長に届け出なければならない。

5 利用カードの有効期間は、三年とする。

6 利用カードまたは図書館利用機能付住基カードは、他人に貸与し、または譲渡してはならない。

7 利用カードまたは図書館利用機能付住基カードを紛失したときは、直ちに、その旨を館長に届け出なければならない。